

施策目標2-4 青少年の健全育成の推進

施策期間

目標達成年度：平成21年度（基準年度：平成14年度）

主管課（課長名）

スポーツ・青少年局青少年課（勝山 浩司）

関係局課（課長名）

スポーツ・青少年局参事官（青少年健全育成担当）（大木 幸子）

施策の概要

青少年の心と体への健全な発展を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や、青少年を取り巻く有害環境対策、子どもの読書活動等を推進することにより、青少年の健全な育成を図る。

評価

平成21年度において、まず青少年の有害環境対策については、昨年度に引き続き「携帯電話・PHS事業者各社のフィルタリングサービス利用者数実績」が前年度と比較して大幅に増加し、また、「携帯電話・PHSを利用する際のルール」についても、「ルールがある」と回答した中学2年生の割合が前年度よりも上昇するなど、普及・啓発活動は想定どおり達成できた。また、青少年の国際交流については「当該年度における交流事業プログラムの満足度」も昨年同様高い水準にあり、交流プログラムの充実が図られている。しかしながら、青少年の体験活動について「学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子ども（小学1年生～6年生）の割合」は、不況等の影響により前年度に比べて8.6%減少しており、今後に向けた課題が見られる。以上のことより、平成21年度については、想定通り達成出来た事業はあるものの、一部については来年度以降に向けた課題が見られた。

達成目標

達成目標2-4-1 B（イB、口B）

青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる体制を整備し、体験活動の機会を増加させる。この目標の達成状況については、体制の整備状況、体験活動の参加状況を計る以下の指標を用いて判断することとする。

- ・判断基準2-4-1 イ：自然体験活動指導者の養成人数
- ・判断基準2-4-1 口：学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子ども（小学1年生～6年生）の割合（対前年度比）

判断基準イ	自然体験活動指導者の養成人数
	S = 4,500人以上 A = 3,500～4,500人 B = 2,500～3,500人 C = 2,500人未満

判断基準口	学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子ども（小学1年生～6年生）の割合（対前年度比）
	S = 10%以上の増加 A = 前年同～10%の増加 B = 0～10%の減少 C = 10%以上の減少

青少年が多様な体験活動を経験できる体制を整備し、体験活動の機会を増加させる取組として、自然体験活動の指導者養成等と青少年の様々な課題に対応した体験活動に取り組んだ。自然体験活動指導者の養成人数は、3,500～4,500人を目標に実施したが、3,384人であった。学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子ども（小学1年生～6年生）の割合は、不況等の影響により、前年度と比べて8.6%減少した。

(指標)

	18	19	20	21	対前年度比
イ．自然体験活動指導者の養成人数			2,876人	3,384人	508人
ロ．学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子ども(小学1年生～6年生)の割合(対前年度比)	63.2%	61.0%	63.3%	54.7%	-8.6%

(指標に用いたデータ・資料等)

- ・「青少年体験活動総合プラン 実績報告書」より集計
(作成：自然体験活動指導者養成事業実施団体)(作成又は公表時期：毎年度3月)
(基準時点又は対象期間：平成21年6月～平成22年3月)(所在：自然体験活動指導者養成事業実施団体)
- ・「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」
(作成：独立行政法人国立青少年教育振興機構)(作成又は公表時期：毎年度8月)
(基準時点又は対象期間：平成21年4月～平成22年1月)
(所在：国立青少年教育振興機構ホームページ(URL：<http://www.niye.go.jp/>))

達成目標2-4-2 A(イS、ロB)

青少年を取り巻く有害情報に関する問題性や注意事項等についての啓発、地域での有害環境から青少年を守る取組を推進し、青少年を取り巻く有害環境対策を推進する。この目標の達成状況については、推進体制の整備状況、啓発の成果を計る以下の指標を用いて判断することとする。

- ・判断基準2-4-2 イ：携帯電話・PHS事業者各社のフィルタリングサービス利用者数実績(対前年度比)
- ・判断基準2-4-2 ロ：携帯電話・PHSを利用する際のルール(利用内容について：中2)

判断基準イ	携帯電話・PHS事業者各社のフィルタリングサービス利用者数実績(対前年度比)
	S=30%以上の増加 A=10%以上、30%未満の増加 B=やや増加 C=増加しなかった

判断基準ロ	携帯電話・PHSを利用する際のルールがあると答えた割合(利用内容について：中2)(対前年度比)
	S=10ポイント以上の増加 A=5%以上、10%未満の増加 B=やや増加 C=増加しなかった

(判断基準イ・ロ)

昨年に引き続いて携帯電話利用に関する留意点等を盛り込んだ啓発リーフレットを作成し、全国約120万人の小学6年生全員に配布する等の啓発活動を実施するとともに、新たに携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関するリーフレットを、都道府県教育委員会・PTA団体等へ配布した。また、有害情報に係る犯罪・被害、トラブルの対応事例に関する啓発用映像資料を作成・配布した。更に、平成21年4月1日より「青少年が安全に安心してインターネットを利用出来る環境の整備等に関する法律」が施行され、青少年が携帯電話を利用する場合には、事業者がフィルタリングを提供することが義務化されたこと等により、フィルタリングサービス利用者実績は、21年度においては約6,080千人となり、平成20年度より約33.7%の伸び率である。

併せて、携帯電話・PHS利用内容に関する家庭でのルールについては、21年度においては51.2%の中学2年生が「ある」と回答しており、平成20年度より約0.8ポイントの伸び率となっている。

(指標)

	16	17	18	19	20	21	対前年比
イ．携帯電話・PHS事業者各社のフィルタリングサービス利用者数実績(人)	-	-	631,000 (18年9月末)	2,101,000 (19年9月末)	4,545,810 (20年9月末)	6,079,800 (21年9月末)	33.7%

□. 携帯電話・PHSを利用する際のルールがあると答えた割合(利用内容について:中2)	-	-	44.8	46.6	50.4	51.2	0.8%
---	---	---	------	------	------	------	------

(指標に用いたデータ・資料等)

- ・「青少年を取り巻く有害環境対策 実績報告書」より集計
(作成:青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業実施団体)(作成又は公表時期:毎年度3月)
(基準時点又は対象期間:平成21年6月~平成22年3月)
(所在:青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業実施団体)
- ・「~有害情報への取り組み~有害サイトアクセス制限サービス(フィルタリングサービス)利用状況について」
(作成:社団法人電気通信事業者協会)(作成又は公表時期:毎年度9月及び3月)
(基準時点又は対象期間:平成22年3月末)
(所在:社団法人電気通信事業者協会ホームページ(http://www.tca.or.jp/press_release/2010/0428_385.html))
- ・「子どもとメディアに関する意識調査」
(作成:社団法人日本PTA全国協議会)(作成又は公表時期:毎年度3月)
(基準時点又は対象期間:平成21年11月24日~平成21年12月7日)
(所在:社団法人日本PTA全国協議会ホームページ(http://www.nippon-pta.or.jp/material/pdf/17_mediahoukoku.pdf))

達成目標2-4-3 A(イS、□S、ハB)

青少年の国際交流を通じ、我が国及び各国における青少年及び青少年育成指導者相互間の理解の向上を図るとともに、各青少年団体がそれぞれのノウハウを活かし、他団体と連携しながら青少年の活発な活動に向けた青少年教育活動の新たな場の開拓とプログラムの開発を行い、その成果の普及を図ることにより青少年教育活動の活性化を推進する。

この目標の達成状況については、国際交流事業に参加した者の満足度の調査、青少年団体の行う事業の参加者の指標を用いる。また、青少年団体間の連携を測るためには、受託団体以外の構成員が事業実施において運営協議会及び地域実行委員会に外部有識者として参加していることで、団体間で密接な連携を行っていることと推測出来るため、外部有識者の参加割合を指標として用いて判断することとする。

- ・判断基準2-4-3 イ:当該年度における交流事業プログラムの満足度
- ・判断基準2-4-3 □:委託事業における募集人数に対する参加者数の割合
- ・判断基準2-4-3 ハ:外部有識者の全体人数に対する割合

判断基準イ	当該年度における交流事業プログラムの満足度
	S = 「満足した」「まあ満足した」と回答した者の割合が90%以上 A = 「満足した」「まあ満足した」と回答した者の割合が70%以上90%未満 B = 「満足した」「まあ満足した」と回答した者の割合が60%以上70%未満 C = 「満足した」「まあ満足した」と回答した者の割合が60%未満

判断基準□	当該事業における募集人数に対する参加者数の割合
	S = 募集人数に対する参加者数の割合125%以上 A = 募集人数に対する参加者数の割合100%以上125%未満 B = 募集人数に対する参加者数の割合75%以上100%未満 C = 募集人数に対する参加者数の割合75%未満

判断基準ハ	外部有識者の全体人数に対する割合
	S = 外部有識者の全体人数に対する割合75%以上 A = 外部有識者の全体人数に対する割合50%以上75%未満 B = 外部有識者の全体人数に対する割合25%以上50%未満 C = 外部有識者の全体人数に対する割合25%未満

(判断基準イ)

平成21年度の交流事業プログラムで実施した満足度に関するアンケートの結果、米国との交流事業において「満足した」「まあ満足した」と回答した参加者の割合は98.9%、韓国との交流事業において「満足した」「まあ満足した」と回答した参加者の割合は100%、ドイツとの交流事業において「満足した」「まあ満足した」と回答した参加者の割合は97.7%となった。

(判断基準□)

平成21年度に実施した事業の参加者数については、募集人数9,607名に対して、参加者数12,647名となり、募集人数に対する参加者数の割合は131.6%となった。

(判断基準八)

平成 21 年度、運営協議会及び地域実行委員会において他団体等からの協力による外部委員の参加割合は、全体人数 304 名に対して、外部委員数 132 名となり、全体人数に対する外部委員の割合は 43%となった。

(指標)

		18	19	20	21
イ. 当該年度における交流事業プログラムの満足度(交流後実施したアンケートにおいて、「満足した」「まあ満足した」と回答した者の割合)	米英独韓	100.0%	93.6% 97.8%	95.9% 100.0% 100.0%	98.9% 97.7% 100.0%
	募集人数			2,020 名	9,607 名
ロ. 事業における募集人数に対する参加者数の割合	参加者数			3,014 名	12,647 名
	割合			149.2%	131.6%
	全体人数			275 名	304 名
ハ. 外部有識者の全体人数に対する割合	外部有識者数			84 名	132 名
	割合			34%	43%

(指標に用いたデータ・資料等)

- ・「青少年交流推進事業(国際交流事業)委託事業実績報告書」
(作成:独立行政法人国立青少年教育振興機構)(作成又は公表時期:毎年度3月)
(基準時点又は対象期間:平成21年度事業実施期間中)(所在:独立行政法人国立青少年教育振興機構)
- ・「平成21年度日米スカウト交歓計画(米国スカウト招聘)事業報告書」
(作成:財団法人ボーイスカウト日本連盟)(作成又は公表時期:毎年度3月)
(基準時点又は対象期間:平成21年度事業実施期間中)(所在:財団法人ボーイスカウト日本連盟)
- ・「青少年元気サポート事業 実績報告書」
(作成:財団法人ボーイスカウト日本連盟 他2団体)(作成又は公表時期:平成22年3月)
(基準時点又は対象期間:平成21年6月1日~平成22年3月10日)
(所在:財団法人ボーイスカウト日本連盟)

達成目標2-4-4 B

青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援する。この目標の達成状況については、全国での普及状況を計る以下の指標を用いて判断することとする。

- ・判断基準 2-4-4: 実施都道府県及び政令指定都市数

判断基準	実施都道府県及び政令指定都市数
	S = 64 箇所 A = 32 箇所以上 64 箇所未満 B = 16 箇所以上 32 箇所未満 C = 16 箇所未満

青少年が非行に走らないようスポーツやボランティア活動などの居場所づくりなど地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、国及び地方自治体の経費で同様事業の実施箇所を判断基準とし、平成21年度では20箇所を実施された。(平成21年度限りで事業終了)

(指標)

	16	17	18	19	20	21
「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業」及び同様事業を実施した都道府県・政令指定都市数				17	19	20

(指標に用いたデータ・資料等)

- ・「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業 実績報告書」より集計
(作成:非行等青少年のための立ち直り支援推進事業実施団体)(作成又は公表時期:毎年度3月)
(基準時点又は対象期間:平成21年6月~平成22年3月)(所在:非行等青少年のための立ち直り支援推進事

業実施団体)

(参考指標)

	16	17	18	19	20	21
刑法犯少年の再犯者数	37,866	35,510	33,842	31,230	28,404	28,295

(参考指標に用いたデータ・資料等)

・「少年非行等の概要」

(作成：警察庁)(作成又は公表時期：平成22年2月)

(基準時点又は対象期間：平成21年1月～平成21年12月)

(所在：警察庁ホームページ(URL：http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/syonenhikou_h21.pdf))

達成目標2-4-5 B

子どもの読書活動に関する社会的機運の醸成を図るとともに、地域における子どもの読書活動を推進するための体制の整備をする。達成状況については、「市町村読書活動計画」の策定状況を指標に用いて判断することとする。

・判断基準2-4-5：子ども読書活動推進計画が策定されている市町村数及びその割合

判断基準	子どもの読書活動推進計画を策定した市町村数(割合)
	S=50%以上
	A=43.1%以上～50.0%未満(過去3年の上昇率の平均6.8%以上の上昇)
	B=36.3%以上～43.1%未満(過去3年の上昇率の平均6.8%以内の上昇)
	C=36.3%未満

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条により、都道府県及び市町村は、それぞれ「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならないとされている。また、平成20年3月に閣議決定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の中で、今後おおむね5年間で全市町村数の50%以上の市町村において、「子ども読書活動推進計画」が策定されるよう、子どもの読書活動推進の取組を促していくこととしている。平成21年度末時点で、全ての都道府県(平成18年度で策定済)、市町村においては昨年度より99市町村増えて753市町村で策定され、全市町村の約43%で策定されている。

(指標)

	17	18	19	20	21
	46都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県
子どもの読書活動推進計画の策定状況	294市町村 全市町村の 15.9%	431市町村 全市町村の 23.6%	569市町村 全市町村の 31.3%	654市町村 全市町村の 36.3%	753市町村 全市町村の 43.0%

(指標に用いたデータ・資料等)

・「都道府県子ども読書活動推進計画」/「市町村子ども読書活動推進計画の策定状況に関する調査結果について」

(作成：文部科学省)(作成又は公表時期：毎年度2～3月)(基準時点又は対象期間：毎年度末時点)

(所在：文科省ホームページ及び子ども読書の情報館

(URL：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1292895.htm及び

<http://www.kodomodokusyo.go.jp/supporter/transmit/data.html>))

必要性・有効性・効率性分析

【必要性の観点】

青少年の体験活動については、新学習指導要領において自然体験活動の充実が求められており、全面实施(小学校では平成23年度、中学校では平成24年度)に向けて自然体験活動指導者の養成が重要である。

また、近年、青少年のコミュニティサイト利用に関する問題が見られるサイトは、学校非公式サイト(学校裏サイト)からプロフやSNSに移行しており、状況の変化に対応した有害情報対策が求められる。

さらに、2010年は国民読書年であり、官・民が協力して読書活動を推進していくことが求められている。子どもの読書活動推進事業については、事業仕分け(平成21年)にて、個別のプロジェクトまで国がわざわざ実施する必要はない等のコメントがあり、廃止との評価結果を得たところだが、子どもの読書活動そのものは重要とされたことから、今後は普及啓発・情報提供に重点を置いて実施する。

現在策定中の『子ども・若者ビジョン』においては、子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身に付けるための取組、困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組、地域における多様な担い手の育成の3つが重点課題としてあげられており、国・地方公共団体・民間団体が連携して具体的に取り組むべき施策とし

て読書活動の推進、地域等での多様な活動、体験・交流の場づくり等が盛り込まれている。

以上のような状況を踏まえ、次代を担う青少年の健全な育成を進める上で、自然体験活動の充実、青少年を取り巻く有害環境対策の推進、子どもの読書活動の推進等に関する施策は重要であり、今後引き続きこれらの施策を実施していく必要がある。

【有効性の観点】

上記のような青少年の健全育成を図るための諸施策の実施により、

1. 自然体験活動指導者の養成など、多様な体験活動を体験できる体制が整備され、青少年が体験活動の機会を得ることにより、豊かな人間性が育まれることを目指している。
2. 青少年を取り巻く有害情報に関する問題性や注意事項等についての啓発、地域での有害環境から青少年を守る取組を推進することにより、保護者のフィルタリングの認知率を大幅に向上させ、原則義務化されているフィルタリングが不用意に解除されないようにすること及び地域での有害情報から子どもを守るための推進体制の整備が図られることを目指している。
3. 青少年・青少年指導者の国際交流の機会が増加することにより、青少年・青少年指導者相互間の理解の向上を図り、豊かな人間性が育まれることを目指している。
4. 青少年団体等の模範となるプログラムの開発を行い、その成果の普及を図ることにより青少年団体間の連携を促し、青少年教育活動の活性化を図ることを目指している。
5. 地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年の育成を支援することを目指している。
6. 国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深めることで、子どもの読書活動を推進することを目指している。

などの効果の達成が期待でき、青少年の健全育成に繋がると考える。

【効率性の観点】

(事業のアウトプット)

上記のような青少年の健全育成を図るための諸施策の実施により、

1. 自然体験活動指導者の養成など、青少年が多様な体験活動を体験できる体制が整備されることにより、体験活動の機会を得る青少年を効果的に増加させるといった効果が見込まれる。
2. 青少年を取り巻く有害情報に関する問題性や注意事項等についての啓発、地域での有害環境から青少年を守る取組を推進することにより、保護者のフィルタリングの認知率を大幅に向上させ、原則義務化されているフィルタリングが不用意に解除されないことや、地域での有害情報から子どもを守るための推進体制の整備が図られることが見込まれる。
3. 青少年・青少年指導者の国際交流を通じ、青少年・青少年指導者が相互に理解し合い、豊かな人間性が育まれることが見込まれる。
4. 青少年団体が連携・協力し、青少年教育活動の活性化が図られることにより、地域教育力の向上や地域の大人と青少年がかかわる機会の増加が見込まれる。
5. 地域における青少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する取組等を実施し、全国に普及することで、非行等の問題を抱える青少年が立ち直ることが見込まれる。
6. 国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深めることで、子どもが自ら読書活動に取り組むといった効果が見込まれる。

(事業のアウトカム)

上記のような取り組みを確実に実施していくことによって、青少年が自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むことができ、健やかに成長することができるような社会的気運が醸成され、学校・家庭・地域へも波及していくことで次代を担う青少年の健全育成を推進することができると考えられる。

以上のことより、事業の波及効果も期待され、効率性の観点からも妥当である。

施策への反映（フォローアップ）

【予算要求への反映】

評価対象施策の改善、廃止等の見直し

【機構定員要求への反映】

特になし

【具体的な反映内容について】

想定どおり達成できなかった取組も見られることから、引き続き、青少年の健全育成を図るため、新しい「子ども・若者ビジョン」等の趣旨等を踏まえ、青少年の心と体への健全な発展を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や青少年を取り巻く有害環境対策、子どもの読書活動等を推進していく。

【事業仕分け、行政事業レビューの指摘について】

事業仕分けについて（平成21年11月）

- ・「子どもの読書活動の推進に関する施策」

今後は、普及啓発・情報提供に特化した事業を実施していくこととしている。

行政事業レビューの公開プロセスについて（平成22年6月）

- ・「青少年元気サポート事業」

平成22年度限りで廃止とする。

行政事業レビューについて（平成22年7月）

< 廃止 >

- ・青少年元気サポート事業
- ・青少年健全育成非行防止活動の推進

< 縮減 >

- ・青少年交流推進事業
- ・青少年を取り巻く有害環境対策の推進
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金に必要な経費

< 現状維持 >

- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備に必要な経費

具体的な達成手段

【事業概要等】	【21年度の実績】
青少年体験活動総合プラン（開始：平成20年度 終了：平成24年度 21年度予算額：203百万円）	
小学校における長期自然体験活動の指導者養成やプログラムの開発、不登校やひきこもりなど青少年の様々な課題に対応した体験活動を都道府県教育委員会等へ委託して実施し、その成果を全国に普及する。	自然体験活動指導者養成事業：23件、養成人数3,384人 小学校自然体験活動プログラム開発事業：8件、22プログラムの開発 青少年の課題に対応した体験活動推進プロジェクト：30件、延べ参加者数 9,774人
青少年を取り巻く有害環境対策の推進（開始：平成16年度 終了：平成24年度 21年度予算額：169百万円）	
青少年がインターネットを適切に活用できるよう、有害環境から子どもたちを守るための推進体制を構築し、青少年が安心してインターネットを利用できる環境を整備する。	地域の実情に応じた有害情報対策事業：25団体 ネット安全安心全国推進フォーラム：参加者257人 リーフレット配布部数：2,350,000部 （子ども向け1,350,000部、保護者向け1,000,000部） 映像資料（DVD）配布部数：9,500本
青少年交流推進事業（開始：昭和47年度 終了：21年度予算額：70百万円）	
我が国の青少年の海外派遣・海外の青少年の日本招へいを行い、両国の青少年の共同体験活動、各国の伝統・文化の体験活動などの交流事業を実施する。加えて、青少年の育成・指導に携わる青少年指導者及び青年リーダーが指導者としての専門性を磨き、その資質向上を図ることが必要であることから、青少年指導者等を対象とし、両国の様々な青少年問題やその対応策等についての意見交換や情報交換等を行うなどの研修を伴った相互交流事業を充実する。	平成21年度はドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国、英国、大韓民国との間で8つの交流事業を行い、約120人を派遣し、約180人を受け入れている。

青少年元気サポート事業 (開始：平成 20 年度 終了：平成 22 年度 21 年度予算額：90 百万円)																									
<p>活動プログラムを実施しようとする青少年団体においては、青少年団体、都道府県教育委員会、有識者等から構成される運営協議会を設け、この協議会で、活動プログラムの企画立案、運営方針等を決定し、さらには、フォーラムの開催や成果物の配布などによる成果の普及を図る。</p> <p>この協議会による運営方針等に基づき、地域の青少年団体、市町村教育委員会、地域の協力者等から構成される地域実行委員会が、青少年の現代的課題に対応した活動プログラムを実施している。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施団体</th> <th>事業名</th> <th>実施箇所 (地域)</th> <th>参加者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(財)ボーイスカウト日本連盟</td> <td>A. アウトドアチャレンジ</td> <td>3</td> <td>759</td> </tr> <tr> <td>(財)ボーイスカウト日本連盟</td> <td>B. キッズコミュニティー</td> <td>12</td> <td>9,102</td> </tr> <tr> <td>(社)ガールスカウト日本連盟</td> <td>C. 少女と指導者のための元気サポートプロジェクト</td> <td>11</td> <td>2,552</td> </tr> <tr> <td>日本青年団協議会</td> <td>D. 青年活動推進コーディネーター養成事業</td> <td>4</td> <td>234</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計(3団体 4事業)</td> <td>30</td> <td>12,647</td> </tr> </tbody> </table>	実施団体	事業名	実施箇所 (地域)	参加者数 (人)	(財)ボーイスカウト日本連盟	A. アウトドアチャレンジ	3	759	(財)ボーイスカウト日本連盟	B. キッズコミュニティー	12	9,102	(社)ガールスカウト日本連盟	C. 少女と指導者のための元気サポートプロジェクト	11	2,552	日本青年団協議会	D. 青年活動推進コーディネーター養成事業	4	234	合計(3団体 4事業)		30	12,647
実施団体	事業名	実施箇所 (地域)	参加者数 (人)																						
(財)ボーイスカウト日本連盟	A. アウトドアチャレンジ	3	759																						
(財)ボーイスカウト日本連盟	B. キッズコミュニティー	12	9,102																						
(社)ガールスカウト日本連盟	C. 少女と指導者のための元気サポートプロジェクト	11	2,552																						
日本青年団協議会	D. 青年活動推進コーディネーター養成事業	4	234																						
合計(3団体 4事業)		30	12,647																						
非行等青少年のための立ち直り支援推進事業 (開始：平成 20 年度 終了：平成 23 年度 21 年度予算額：17 百万円)																									
<p>非行等問題を抱える青少年の立ち直り支援を図るため、どのような人材が必要とされているのか、青少年の活動拠点(居場所)として求められる機能など、地域の居場所づくりを進めるための事業を実施する。</p> <p>また、青少年が社会の一員として再び社会活動に参画するために、どのような活動を経験することが必要とされているのか、それら活動の連携を円滑に進めるための事業を実施する。</p>	<p>地域における立ち直り支援体制に関する事業：2 団体 社会への一歩を踏み出すための活動の場に関する事業：2 団体</p>																								
青少年健全育成非行防止活動推進事業 (開始：平成 2 年度 終了：21 年度予算額：11 百万円)																									
<p>大学等で青少年問題を専門とする研究者による講義に加え、海外から講師を招へいしての諸外国における取り組み事例の紹介や、先進事例の紹介などを内容とした青少年指導者養成国際研修を全国規模で開催するとともに、地域における課題を中心としたブロック別青少年育成指導者養成研修を開催都道府県との共催で開催により実施している。</p>	<p>中央研修会 1 力所 地域研修会 4 力所</p>																								
子ども読書応援プロジェクト (開始：平成 19 年度 終了：平成 21 年度 21 年度予算額：155 百万円) 【平成 21 年度達成年度到来事業】																									

<p>「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく政府の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが自主的に読書活動を行うことができるような環境の整備を図るため、多様な地域活動と連携した「子ども読書応援団」の派遣等を実施する子ども読書応援団推進事業、フェスティバルの開催等を実施するとともに、年間を通じた啓発広報を展開する子ども読書地域フロンティア事業、子どもの読書活動を応援する全国的な情報サイトの運営等を行う子ども読書情報ステーション事業を行う。</p>	<p>「ブックスタート」の推進 実施箇所 9カ所 参加者数 2,838人（健診時の参加者等一部カウント出来ていないものは除く） 子ども読書ボランティアリーダーの育成 実施箇所 25カ所 参加者数 9,423人 「子ども読書の街」づくり推進事業 実施箇所 14カ所（学校単位の活動が中心であるため、参加者数として全ての事業をカウントしていないため、集計ができない。） 子ども読書地域スクラム事業：実施箇所 10カ所、参加者数 3,563人（アンケート調査等のみの参加者は除く） 子ども読書ステーション事業 1カ所 子ども読書活動推進に関する評価・分析事業 1カ所 また、3年間の本事業の実施において、実施前の「市町村子ども読書活動推進計画の策定状況が23.6%から43.0%に増加するなど、子どもが読書活動を行う環境の整備が推進された。本事業終了後においても、策定された市町村においては計画が推進されるとともに、策定されていない市町村においては、子どもの読書環境が整備されることが期待される。</p>
--	---

（参考）関連する独立行政法人の事業（なお、当該事業の評価は文部科学省独立行政法人評価委員会において行われている。評価結果については、独法評価書を参照のこと）

独法名	21年度予算額	事業概要
国立青少年教育振興機構	10,138百万円 （当初予算額）	独立行政法人国立青少年教育振興機構において、立地条件や各施設の特徴を生かした自然体験活動等の機会と場の提供等を行うとともに、その成果を公立の青年の家や少年自然の家等に広く普及した。また、本機構に設けられている「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する自然体験活動等への支援を行った。